

川崎市議会議員の資産等報告書の閲覧を開始します

市議会では、「政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、川崎市議会議員の資産等報告書の閲覧を開始します。

1 閲覧開始時期

令和5年10月10日（火）

2 対象書類

資産等報告書

任期開始の日（令和5年5月3日）において有する資産等を記載しています。

3 閲覧時間

開庁日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

4 閲覧場所

川崎市議会議会局（第2庁舎5階）

5 関連条例

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例 第2条～第5条

<http://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000060/60453/sisan-kokai-jorei.pdf>

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程 第11条

<http://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000060/60453/sisan-kokai-jorei-kisoku.pdf>



川崎市議会議会局総務部広報・報道担当 井汲
電話044-200-3364